

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

平成12年10月17日
条例第63号

改正 平成20年7月22日条例第40号 平成22年3月30日条例第14号
平成22年8月3日条例第48号 平成24年3月27日条例第10号

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例をここに公布する。

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条の2第1項の規定により、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用する緑地面積率等に係る準則を別表のとおり定める。

一部改正〔平成22年条例14号・24年第10号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 製造業等に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)のうち、別表に規定する第一種区域においてこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(以下「第一種区域施行日前工場等」という。)については、施行日から起算して1年間は、同表の規定は適用しない。
- 3 第一種区域施行日前工場等において、施行日から起算して1年を経過した日以後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときの同表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定は、同表の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該第一種区域施行日前工場等が工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げるいずれか一つの業種に属する場合(以下「単一業種」という。)

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは

$G \geq 0$ とする。

イ 当該第一種区域施行日前工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合(以下「兼業」という。)

$$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは

$G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単一業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$

とする。

イ 兼業

$$E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは

$E \geq 0$ とする。

この項の式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 、 G_1 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E 、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該第一種区域施行日前工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該第一種区域施行日前工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

n 当該第一種区域施行日前工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の変更に係るものを含む。)の面積の合計

4 別表に規定する第二種区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の変更に伴うときの同表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定については、前項各号の規定を準用する。この場合において、同項中「第一種区域施行日前工場等」とあるのは「既存工場等」と、「0.25」とあるのは「0.15」と、「0.3」とあるのは「0.2」と読み替えるものとする。

(検討)

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例48号〕

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月3日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

| 区域の区分 | 設定区域 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|-------|---|------------------|--------------------|
| 第一種区域 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域 | 100分の25以上 | 100分の30以上 |
| 第二種区域 | 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域 | 100分の15以上 | 100分の20以上 |

備考 工場等の敷地が第一種区域、第二種区域及びそれ以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合におけるこの表の規定の適用については、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合(以下「割合」という。)につき、第一種区域又は第二種区域の割合が最も高い場合には、当該区域に係る規定を当該敷地について適用し、それ以外の区域の割合が最も高い場合には、当該敷地について適用しない。